

## 1. 薬剤師国家試験の受験資格の見直しについて

### (1) 薬剤師として必要な能力について

- 少子高齢化と疾病構造の変化、薬物療法の高度化に伴う適正使用と安全性確保の必要性の高まり、医薬分業・病棟業務の一層の進展、テーラーメード、バイオ・ゲノム等の新医療技術の進展等、薬剤師を取り巻く環境の大きな変化に伴い、薬局、病院における業務は、従来の医薬品の調製や、薬剤服用歴の管理のみならず、薬剤情報の患者・医療関係者への提供、患者服薬情報の主治医への提供、薬物療法個別化への対応等、多様化してきており、薬剤師には、医薬品の物としての性質・情報の管理だけでなく、医療の担い手としての役割が求められている。
- そのため、「薬剤師として必要な能力」として、
  - ・薬物療法の科学的な有効性、安全性等の総合的な評価と説明能力
  - ・患者の治療全体を踏まえた薬物療法計画の理解と説明能力
  - ・医薬品等の情報に関する他の医療従事者、患者へのコミュニケーション
  - ・医薬品等の情報処理能力と有害事象を含む医療におけるリスク管理能力等の充実が求められている。
- このような能力を身につけ、将来にわたって発展させるためには、以下のようないくつかの観点から、基礎的知識・技能・態度を充実させる必要がある。
  - ・拡充するべき知識
    - 「疾病・病態を理解し、治療計画等の医療全般を把握する知識」、
    - 「臨床的薬効・安全性の評価に関する知識」、「最先端の生命科学の知識」等
  - ・身につけるべき技能
    - 「薬物治療計画への助言・管理・評価」、「医薬情報のコミュニケーション」、
    - 「安全情報処理とリスク管理」、「問題解決能力」等
  - ・必要な態度
    - 「医療の担い手としての態度、倫理観」等
- また、創薬や医薬品販売などの医薬品の供給や研究などの分野で業務に就いている薬剤師についても、薬理学などの基本的な知識に加え、臨床に関する知識や薬局・病院における実務実習を通して得た知識・技能・態度も重要であり、医療人としての資質を向上させることが求められている。

## (2) 薬剤師国家試験受験資格について

- 薬剤師国家試験の受験資格は、「学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において、薬学の正規の課程を修めて卒業した者」等に与えられ、薬剤師国家試験に合格し、薬剤師免許を申請・取得した者が、原則として薬剤師にのみ認められている調剤業務を行うことができる。
- 調剤業務は、患者の生命に関わる医療行為であることから、薬剤師免許の取得者には、調剤を行う上で必要な資質が確保されている必要があり、「薬剤師として必要な能力」を将来にわたって発展させるために必要となる基礎的知識・技能・態度について教育を受けた者に、薬剤師国家試験の受験資格を与えるべきである。
- 現行のカリキュラムは、物質的な観点からの基礎的な薬学を中心であり、臨床で必要とされる薬物療法等に関しては不十分である。また、医療人としての倫理観や態度を身につける上で、薬局・病院等における長期の実務実習は必須であると考えられるが、必ずしも薬学の課程に含まれておらず、十分に行われていない。従って、薬剤師国家試験の受験資格としての薬学教育は、これらの側面について一層の充実が図られる必要がある。

## (3) 薬学教育カリキュラムについて

- 『薬学教育モデル・コアカリキュラム』においては、「ヒューマニズムについて学ぶ」、「薬物治療」、「薬物治療に役立つ情報」及び新しい科学技術に関する知識等が充実されており、これらは、「薬剤師として必要な能力」に対応するために求められる基礎的知識・技能・態度を修得する上で必要である。
- 『実務実習』については、現行の実務実習の期間では、見学実習程度しか行うことができず、参加型の十分な実習を行うためには、最低6ヶ月程度の期間が必要である。
- 医薬分業の進展や、在宅医療の重要性が見直される中、入院患者の薬学的ケアを担当する病院薬剤師と、退院後の外来患者等を担当する薬局薬剤師の連携は重要であり、薬局と病院の双方における実務実習が重要である。
- 臨床の現場で直面した問題に対し、薬学の総合的観点から自ら解決する能力が求められており、『卒業実習』により、問題解決能力を高めておくことが重要である。
- 薬剤師国家試験受験資格として、『薬学教育モデル・コアカリキュラム 薬学教育実務実習・卒業実習カリキュラム』を修了していることが、最低限必要である。

#### (4) 薬剤師養成課程の第三者評価について

- 薬学課程の質の向上については、各薬科大学（薬学部）が、薬剤師養成に必要な薬学の課程を適切に教育しているかについて、薬科大学（薬学部）が自己評価を行うとともに、第三者機関がその自己評価を客観的に評価する仕組みが考えられる。  
「薬剤師として必要な能力」は、薬学の課程を評価する際に活用できる。
- 第三者機関による評価は、実質的で効果のある方法で行われる必要があるが、受験資格の有無の判定ではなく、教育の質の向上をうながすこと目的としたものであるべきである。

#### (5) 薬剤師養成としての薬学教育の修業年限の考え方について

- 『薬学教育モデル・コアカリキュラム』は、平成8年に作製された『薬学教育モデルカリキュラム』より項目にして約4割程度増加している。また、従来から行われている項目についてもより深く学習する内容になっていると考えられ、『薬学教育モデル・コアカリキュラム』を履修するだけでも4年間では収まりきらない。
- 薬剤師養成としての薬学教育には、『薬学教育モデル・コアカリキュラム』に加え、「実務実習」（最低6ヶ月以上）、「卒業実習」、「教養科目」、学生の選択に応えるための「選択科目」が必要であり、薬剤師養成としての薬学教育は、6年程度の教育期間が必要である。
- 薬剤師の養成は、医療人としての一貫した内容の教育課程とするべきである。

## 2. 長期実務実習について

### (1) 受入施設の確保

- 薬剤師としての技能・態度の修得には、薬局・病院における長期実務実習（6ヶ月以上）が必要であり、受け入れ体制の整備を今後行う必要がある。
- 薬局については、受入学生数が平成13年度において約2000名、受入施設数が平成14年8月末において受入施設が約5000施設となっている。また、病院については、受入学生数が平成13年度において延べ8,675人、2週間以上受入施設が1,654施設となっている。
- 実習施設の受入体制については、薬局については、日本薬剤師会が、薬学教育協議会からの依頼に対し、日本薬剤師会の地域ブロックが受入薬局を調整することができるシステムを構築している。病院については、従来より薬学教育協議会が実習施設の調整を行ってきてている。
- 薬局・病院における長期実習は、現状における受入状況や受入体制の整備に関する取り組み等から考えて数年間程度の準備期間があれば十分対応可能である。

### (2) 実務実習の質の確保

- 実務実習の質を確保するためには、実務実習を指導する薬剤師の資質の向上と受入施設が一定の基準を満たしていることが重要であると考えられる。
- 日本薬剤師会においては、複数の薬局で実習を行うことを前提として受け入れ体制を整備しており、日本病院薬剤師会においても、各地域におけるグループ制による受け入れ体制を構築すべくモデル事業を行っているところであるが、複数の施設で実習を行うことにより、実習施設の差異による実習内容や質への影響を低減させることができる。

### (3) 薬学生の実務実習における調剤行為の法的な検討について

- 薬学生が行う実務実習の範囲については、薬剤師法第19条「薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤してはならない」、及び、刑法第134条「正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する」と規定されていることから、法的な検討を行う必要がある。

- 薬剤師法第19条については、一定の要件を満たす指導薬剤師による指導・監督が行われており、学生が事前に十分な知識、技能、態度を修得していることを条件とし、指導薬剤師が確認や繰り返し行為を行える範囲内であれば、違法性はないと考えることができる。
- 一定の基本的知識・技能・態度の修得度については、大学の責任において、共用試験等によって確認しておく必要があるが、修得度のレベルについては、今後検討する必要がある。
- 実習を行う前には、患者からの事前の承認等を得ることが必要であり、また、癌や精神病等の患者に対する実習については、十分な配慮が必要である。なお、事故時における対応等については、現在、薬局・病院、大学、学生の間で、必要な契約を結ぶ必要がある。
- 刑法第134条については、薬学生に守秘義務の重要性を十分に教示し、その重要性を理解したものに限り実務実習を認めるのであれば、実務実習は、薬学生が薬剤師になるために必要なものであることから正当な理由があると考えられ、指導薬剤師が業務上知り得たことを用いて薬学生を指導することに違法性はないと考えることができる。今後、守秘義務の重要性に関する学生への教示内容などを検討すべきである。

### 3. 薬剤師国家試験について

- 現行の薬剤師国家試験は、比較的難しい問題が多く、薬学生の中には、国家試験のための受験勉強を集中的に行っている者もおり、その結果、実務実習や卒業実習が十分に行えないとの指摘がある。
- 薬剤師の国家試験は、大学において必要な教育が学生になされていること、あるいは、共用試験が行われていることを前提とするならば、出題する範囲を絞るとともに、大学教育において履修したことを確認できる程度の難易度とすると考えられる。
- 一方、一定数の試験問題をプールしておき、国家試験を年に複数回行うことや、段階的に試験を行うことも有効であると考えられる。
- 試験問題については、現行、基礎薬学や医療薬学といった分野別の出題となっているが、科目間の連携を図るような、科目横断的な試験問題も出題するべきである。